

法適合に違反は一発不合格

令和3年7月21日公表された課題の注意書き「(注)建築基準法令等に適合した建築物の計画(採光、建蔽率、容積率、高さの制限、延焼のおそれのある部分、防火区画、避難施設、等)とする。」に関して、下記の項目でポイントを解説する。

- 【注意(1)】 採光 ←解説内容
- 【注意(2)】 建蔽率・容積率
- 【注意(3)】 高さの制限
- 【注意(4)】 延焼のおそれのある部分
- 【注意(5)】 防火区画
- 【注意(6)】 避難施設
- 【注意(7)】 等(消防法)

集合住宅の採光

集合住宅の採光上必要な開口面積は**1/7以上**

集合住宅の居室は、採光のために有効な窓等の開口部を設けなければならない。採光は、居室の床面積の1/7以上の採光上有効な開口面積を設けることを建築基準法28条に定めている。



採光

建物用途	対象居室	有効採光面積/居室の床面積
住宅 (共同住宅 の住戸を含む)	全ての居室	1/7以上

採光補正係数

有効開口面積 = 開口面積 × 採光補正係数

【採光補正係数】

開口部は、採光上有効な開口部であるためには、一定条件を満たす必要がある。採光上有効な開口部の面積は、**採光補正係数**を算定して、開口部にかけることで計算される。

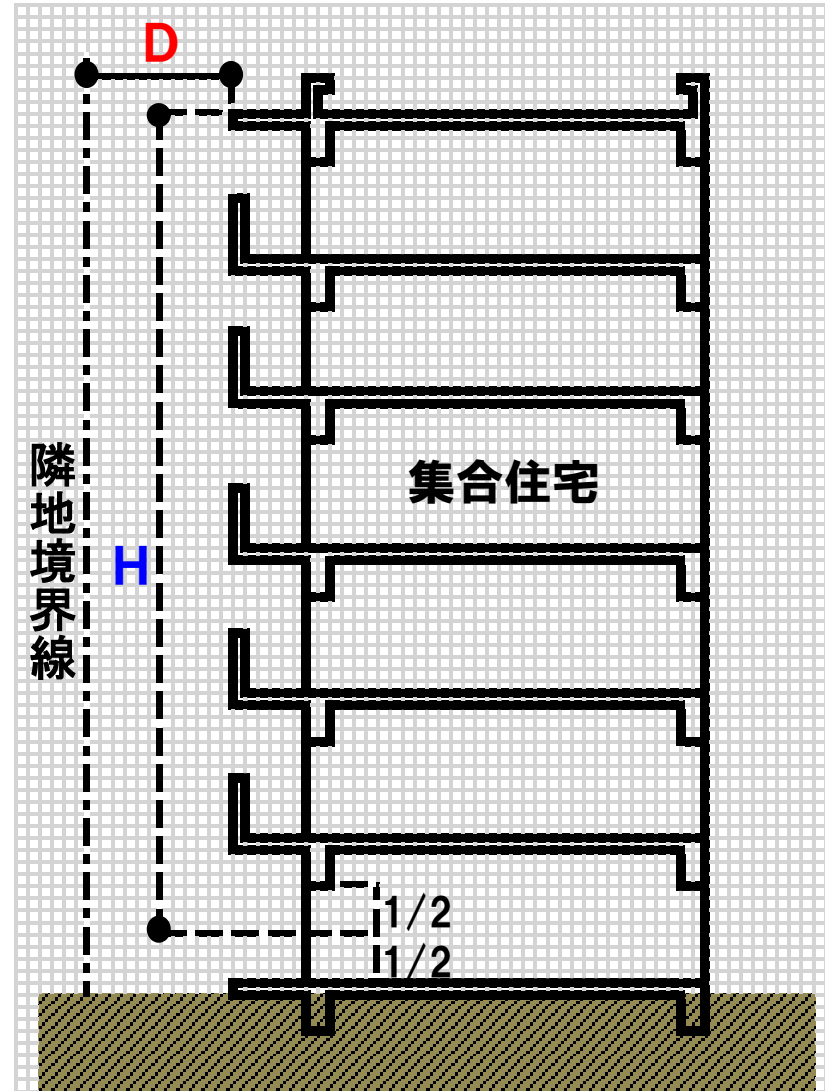
【用途地域】

第1種・第2種低層居住専用

第1種・第2種中高層住居専用

第1種・第2種住居

田園住居、準住居



○ 採光補正係数 = $(D/H) \times 6 - 1.4$

有効開口面積の計算例

有効開口面積の計算例

【第1種中高層住居専用地域】

6m

① 必要採光面

居室面積 7m^2

$$7\text{m}^2 \times 1/7 = 1$$

計算ミス ⇒ **正解は次頁参照**

② 採光補正係数

必要採光面積 1m^2 より

$$(6/20) \times 6 - 1 = 0.8$$

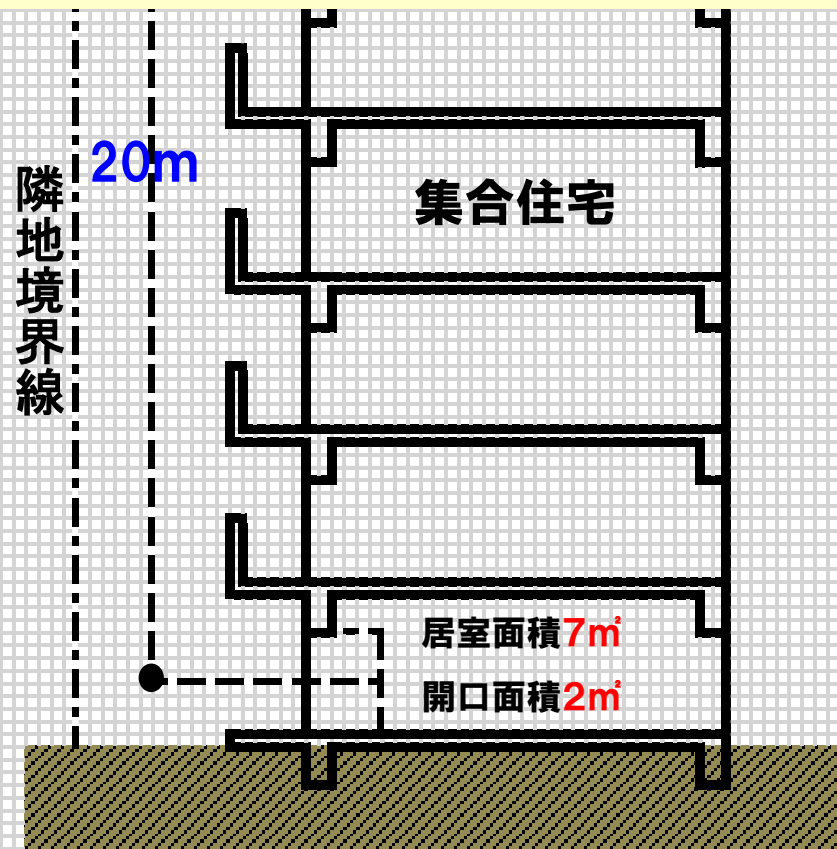
③ 有効開口面積

開口面積 2m^2 より

$$2\text{m}^2 \times 0.8 = 1.6 > 1 \text{ (必要採光面積)}$$

注1) 道路に面する場合は、隣地境界線が道路反対側にあるとみなされる。

注2) 公園等がある場合、隣地境界線が公園等の距離の1/2だけ外側にあるとみなされる。



$$\text{採光補正係数} = (6/20) \times 6 - 1$$

有効開口面積の計算例

① 必要採光面積

居室面積 7m^2 より

$$7\text{m}^2 \times 1/7 = 1\text{m}^2$$

② 採光補正係数

採光補正係数(住居)より

$$(6/20) \times 6 - 1.4 = 0.4$$

③ 有効開口面積

開口面積 2m^2 より

$$2\text{m}^2 \times 0.4 = 0.8 < 1 \text{ (必要採光面積)}$$

従って、隣地から 6m では採光が確保できていない。
参考まで、隣地から 7m なら採光が確保できている。

注1) 道路に面する場合は、隣地境界線が道路
反対側にあるとみなされる。

注2) 公園等がある場合、隣地境界線が公園等
の距離の1/2だけ外側にあるとみなされる。

